

# 特別区は どちら？

## 歴史編

とくべつクマからの超難問？

8つの問題を解きながら

「特別区の歴史」を紹介します

はたして、正解はどちら？



東京 2 3 区

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
01

明治  
11年

東京に誕生した  
区はいくつ？



A 15区が誕生



B 35区が誕生



解説

## 「区」の始まり

明治11年、郡区町村編成法により日本に初めての統一的な地方自治制度がつくられます。

三府（東京、京都、大阪）と五港（横浜、神戸、長崎、函館、新潟）などに自治体としての区が置かれました。

東京府には、15区と6郡が置かれます。

明治12年には、15区に公選の区議会も置かれ、これが現在の特別区へつながります。

### [15区]

麹町区、神田区、日本橋区、京橋区、芝区、麻布区、赤坂区、四谷区、牛込区、小石川区、本郷区、下谷区、浅草区、本所区、深川区

明治11年

東京府

15区

正解

→ A 15区が誕生

# 特別区は どちら?

(歴史編)

問  
02

明治  
22年

15区の区域に  
誕生したものは?



A 東京市



B 東京都



解説

## 市の「区」の時代

明治22年の市制町村制施行により、東京府の15区の地域に、東京市が誕生します。

東京市の区域内には従来の15区が存続します。昭和7年に周辺の5郡と82町村を併合して35区に拡大しました。この市域は、現在の東京23区の区域とほぼ同じです。

### [35区]

麹町区、神田区、日本橋区、京橋区、芝区、麻布区、赤坂区、四谷区、牛込区、小石川区、本郷区、下谷区、浅草区、本所区、深川区

(拡大した20区)品川区、荏原区、目黒区、大森区、蒲田区、世田谷区、渋谷区、淀橋区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、滝野川区、王子区、荒川区、足立区、向島区、城東区、葛飾区、江戸川区

明治22年

東京府

東京市

15区

昭和7年

東京府

東京市

35区

正解

→ A 東京市

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
03

昭和  
18年

東京府と東京市が  
廃止され出来たのは？



A 東京都



B 東京県



解説

## 都の「区」へ

太平洋戦争のさなかの、昭和18年に戦時体制としての東京都制が始まります。

東京府と東京市は廃止され、国家体制の整備のために東京都が誕生します。

東京市にあった35区は、そのまま区域と名称を引き継ぎます。

35区は、東京都の下級行政組織になりますが、法人とされます。

公選の区会が置かれ、都から事務移譲がされ課税権を認めるなど、下級行政組織でありながら自治体とする変則的な制度でした。

昭和18年

東京都

35区

(都の下級行政組織)

正解

→ A 東京都

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
04

昭和  
22年

地方自治法により  
誕生したものは？



A 特別区



B 特例市



解説

## 「特別区」の誕生

昭和22年5月3日に、日本国憲法と同時に地方自治法が施行されます。

地方自治法の「都の区は、これを特別区という。」(第281条)により「特別区」が誕生します。特別区は、基礎的な自治体として出発しました。

35区は、昭和22年3月15日再編により22区となり、地方自治法施行により特別区となり、8月1日には練馬区が板橋区から分離し、23の特別区になりました。

### [23特別区]

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

昭和22年

東京都

23特別区  
(基礎的な自治体)

正解

→ A 特別区

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
05

昭和  
27年

特別区の性格は  
どちらだったでしょう？



A 都の内部的団体



B 基礎的な自治体

解説

## 区は都の内部的団体

基礎的な自治体として出発した特別区は、昭和27年の地方自治法改正で、都の内部的団体となります。東京都が、基礎的な自治体と広域自治体を兼ねることになりました。

昭和27年の法改正を第1次(都区)制度改革といい、区長公選制が廃止され、処理する事務が制限されるなど特別区の権限が大きく後退しました。

### 【第1次制度改革の主な改正点】

- 特別区は都の内部的団体
- 区長の公選制を廃止し、区議会が都知事の同意を得て選任
- 区の事務は制限列举し法定化
- 都の調整条例制定権、知事の助言勧告権
- 区の職員は都が定数管理し、区に派遣

昭和27年

東京都

23特別区

(都の内部的団体)

正解

A 都の内部的団体

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
06

昭和  
39年

地方自治法改正で  
実現したのは？



A 福祉事務所など  
事務権限の移譲

B 区長公選制の復活



解説

## 区への大幅事務移譲

昭和39年の地方自治法改正では、第2次(都区)制度改革が実施されました。福祉事務所など事務権限の大幅な移譲と財源の確保などが盛り込まれました。

しかし、都の内部的団体であることには変わりなく、区長公選制の復活も実現しませんでした。

### 【第2次制度改革の主な改正点】

- 福祉事務所の事務など事務権限の大幅移譲
- 地方税法による課税権の法定化
- 都区協議会の法定化

昭和39年

東京都

23特別区

(都の内部的団体)



正解

A 福祉事務所など事務権限の移譲

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
07

昭和  
49年

地方自治法改正で  
実現したのは？



A 区長公選制の復活

B 特別区が基礎的な  
自治体に復活



解説

## 区長公選制復活

昭和49年の地方自治法改正で、区長公選制が復活します。また、都配属職員制度が廃止され人事権が確立します。事務配分は都の特例規定がない限り市と同等となります。さらに保健所設置市の事務が移譲されました。

この第3次(都区)制度改革では、特別区に一般市とほぼ同等の権限が与えられました。しかし、法律上は、特別区は都の内部的団体のままでした。

### 【第3次制度改革の主な改正点】

- 区長公選制の復活
- 都配属職員制度の廃止
- 事務配分は市とほぼ同等
- 保健所設置市の事務などの事務移譲

昭和49年

東京都

23特別区

(都の内部的団体)

正解

A 区長公選制の復活

# 特別区は どちら？

【歴史編】

問  
08

平成  
10年  
(12年施行)

地方自治法改正で  
実現したのは？



A 特別区が基礎的な  
自治体に復活

B 特別区が普通地方  
公共団体に

解説

## 基礎的な自治体復活

平成10年の地方自治法改正で、平成12年4月1日から特別区は基礎的な自治体に位置づけられました。

昭和27年に都の内部的団体になってから、約半世紀の自治権復権運動が実現しました。

第4次(都区)制度改革では、清掃事業の特別区への移管という大きな変更もありました。

特別区は、区民に最も身近な基礎的な自治体として、区政を担っています。

平成12年

東京都

23特別区  
(基礎的な自治体)

### [第4次制度改革の主な改正点]

- 特別区が基礎的な自治体に復活
- 自主性・自立性の強化（内部的団体の特例廃止、財政自主権強化）
- 清掃事業、教育委員会の事務など移譲

正解

A 特別区が基礎的な自治体に復活